

宴会場ご利用に際して

宴会規約

ホテルグランドアーク半蔵門(以下、「当ホテル」と称します。)では、宴会場のご利用にあたって下記の規約を定めております。
(ご結婚披露宴については別途規約を定めております。)

1 宴会時間と追加料金

宴会場のご利用は、設営から撤去を含め、事前に担当係員と打合せ頂いた時間内で終了されますようお願いいたします。また、宴会場のご使用開始から終了までのご契約時間(以下、「宴会時間」と称します。)は、所定の室料金をお支払い頂いておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加料金を頂戴いたします。
なお、次の宴会場使用時間との関係で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございますのでご了承ください。また、パンケットセプタント、司会者等付帯事項につきましても契約時間を超過した場合は追加料金を頂戴いたします。

2 お申込金及び前受金

宴会場のご予約を頂いた場合、期限を定めてお申込金を申し受ける場合がございます。お申込金の金額は、ご宴会内容によって当ホテルより提示させて頂きます。また、ご提示いたしましたお見積概算額(前受金)につきましても、期限を定めてお支払い頂く場合がございます。
なお、お申込金及び前受金をご請求させて頂いた場合で、指定の日までにご入金がなされない場合は、ご宴会等のご予約を解約の上、下記5に定める、お取消の場合に準ずる額のご負担をご請求させて頂きますので、ご了承ください。

3 お支払い

ご宴会に関する一切の費用(お申込金・前受金をお支払い頂いた場合は、その残金)は、ご宴会開催日の当日または、ご宴会開催日から20日以内に現金又はクレジットカード、銀行振込み等にてお支払いでございますようお願い申し上げます。なお、お申込金・前受金に余剰が出たときは、ご宴会日から20日以内に精算の上、ご返金申し上げます。

4 出席人数の最終確認

お料理などをご用意させて頂く人数(以下、「有料人数」と称します。)の最終ご注文は、ご宴会等の開催日前日の正午(12時)までに当ホテルの担当係員にご連絡ください。なお、上記期限を過ぎてご出席者が有料人数より減少した場合でも最終ご注文の料金をご請求させて頂きます。

5 取消料及び変更料

すでにご予約頂いたご宴会等をお取消又は開催日時などをご変更になる場合は、下記の取消料を頂戴いたします。

取消日	取消料と変更料
宴会等のお申込日から開催日の90日前まで	ご予約された宴会場の会議室料の30%及び、手配済みのものは実費諸経費請求
宴会等開催日の89日前から60日前まで	ご予約された宴会場の会議室料の50%及び、手配済みのものは実費諸経費請求
宴会等開催日の59日前から30日前まで	ご予約された宴会場の会議室料の80%及び、手配済みのものは実費諸経費請求
宴会等開催日の29日前から20日前まで	ご予約された宴会場の会議室料の100%及び、手配済みのものは実費諸経費請求
宴会等開催日の19日前から10日前まで	宴会等の見積金額の50%(会議でのご利用の場合は、会議室料の100%)及び、手配済みのものは実費諸経費請求
宴会等開催日の9日前から3日前まで	宴会等の見積金額の80%(会議でのご利用の場合は、会議室料の100%)及び、手配済みのものは実費諸経費請求
宴会等開催日の2日前から当日まで	宴会等の見積金額の100%及び、手配済みのものは実費諸経費請求

*上記日数は、取消又は変更のお申し込み日より起算致します。

*上記宴会場室料については、「宴会場室料一覧」をご覧ください。

6 装飾、余興等の手配

ご宴会等に関する装飾、装花、音響、余興、音楽、パンケットセプタント、引出物などにつきましては、当ホテル指定の業者をご利用ください。
お客様のご都合で、当ホテル指定業者以外の業者をご利用になる場合及びお飲み物等のお持込をご希望される場合は、事前に当ホテル側の了解を得たうえでお手配くださいますようお願い申し上げます。
なお、お飲み物等のお持込には、別途、お持込料を申し受けますので予めご承知おきください。

7 直接ご依頼の業者に対する指示

当ホテルの了解のもとお客様が直接依頼された業者が行う宴会等の装飾、余興など前項に関する資器材等の搬入・搬出、及び看板のサイズ、取付け方法、設置場所等については、当ホテルの指示に従って頂きます。

8 損害賠償

お客様、あるいはお客様が直接依頼された業者、関係者の方は、当ホテルの施設、什器備品等を破損、損傷させることのないように充分ご注意ください。万一、当ホテルの施設、什器備品等に破損が生じた場合は、お客様あるいはお客様が依頼された業者、関係者の方に速やかに修理して頂くか、損害賠償金をご負担頂きます。

9 禁止事項

1、次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっております。

- (1)身体障害者補助犬以外の犬、猫、小鳥、その他の愛玩動物、家畜類の持込み
- (2)発火又は引火性の物品等危険物の持込み
- (3)悪臭を発するものの持込み
- (4)ご遺骨のお持込み、お線香のご使用
- (5)備付品の移動
- (6)ご予約時の使用目的以外のご利用
- (7)暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求など法令又は公序良俗に反する行為

8 その他、法令で禁じられている行為

なお、お客様又はご宴会等にご出席のお客様が本禁止事項に反し、又は反して他のお客様に危険や恐怖感、不安感、嫌悪感を与えるなどした場合には、その時点でご利用をお断りしますとともに、損害賠償等相応のご負担を頂きます。
2、天災その他、当ホテル側の責任に帰することのできない事由により宴会場の使用が出来ない場合は、ご宴会等を解約させていただきます。なお、本事由による解約に伴う損害賠償等、金銭のお支払いは致しかねますのでご了承ください。

10 ホテル内における事故・盗難等

当ホテル内においてお客様の管理下で発生した事故・盗難につきましては、責任を負うことはできませんので十分にご注意ください。

11 宴会契約締結の拒否

お客様又はご宴会等にご出席のお客様が次の事由に該当する場合には、宴会等のご利用のお申込はお受けできません。ご予約後あるいは打合せ中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りします。なお、お断りした時点で当ホテルに損害が有る場合には、相応のご負担を頂きます。

- (1)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員、若しくはこれら暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者又は団体等。
- (2)反社会的団体又は反社会的団体の構成員若しくはこれら団体又は団体構成員と密接な関係を有する者又は団体等。

12 規約の変更について

1、本規約は、民法上の定型約款に該当し、本規約の各条項は、お客様の一般的の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。

2、本規約の変更は、変更後の規定の内容を、当ホテル所定のウェブサイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から適用されます。なお、本規約を変更する場合、変更後の規約が適用されるお客様に、変更内容等について書面または電子メールでお知らせします。